

令和3年度

募集要項 ②

《東京都手話通訳者等養成講習会》

- 【講習期間】 令和3年5月12日（水）～令和4年3月9日（水）
【募集期間】 令和3年2月12日（金）～令和3年3月12日（金）
【選考試験】 令和3年4月11日（日）

- 【実施クラス】
- ・手話通訳者実践クラス（昼間）……………1クラス
 - ・手話通訳者実践クラス（夜間）……………1クラス
 - ・手話指導者養成クラス（昼間）……………1クラス
 - ・手話指導者養成クラス（夜間）……………1クラス
 - ・手話通訳者指導者養成クラス（昼間）……1クラス
 - ・手話通訳者指導者養成クラス（夜間）……1クラス

【八王子市にお住まいの皆さまへ】

八王子市は、平成27年度より中核市になりました。中核市は、手話通訳者養成講習会を市独自で実施しますので、八王子市にお住まいの方は、八王子市の講習会をご受講ください。
東京都の講習会にも、お申込みいただくことは可能ですが、合格基準を超え、かつ定員以下の場合に限り、受講できます。ご了承ください。

事業実施主体：東京都福祉保健局

事業運営主体：社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会
東京手話通訳等派遣センター

1. 目的

この手話講習会は、聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する方に手話等の指導を行い、手話通訳者を養成するとともに、手話の普及を図るために地域における講習会等の指導者を養成し、もって聴覚障害者の福祉の向上を図ることを目的として実施するものです。

2. 講習内容

概ね次の内容について講習を行います。あわせて聴覚障害者に対する理解を深めるため、講演会も行います。

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 聴覚障害者に接する心構え | (4) 手話通訳論 |
| (2) 聴覚障害者に関する諸問題 | (5) 手話指導法 |
| (3) ことばの仕組み（手話） | (6) 通訳実習・指導実習 |

3. 対象者

- (1) 東京都内に住所を有するか、又は東京都内に日常生活の場を有する方（都内在勤・在学）で、手話に関する知識と経験を有する方
- (2) 令和3年4月1日現在 18歳以上の方
- (3) 次項の応募資格を有する方で、修了後、都内で手話指導等の活動ができる方

4. 応募資格・募集人員等

※新型コロナウイルス感染予防対策のため各クラスの定員を変更する場合があります。

クラス名		応募資格	養成目標	募集人員
手話通訳者 実践クラス (旧手話通訳特 別クラス)	昼	① 令和2年度末 において都内の 地域登録手話通訳者として登 録し現在も活動中の方 又は、 ② 地域手話通訳者クラスを修了 している方 ①・②ともに 手話通訳士資格 を持たない方	手話通訳技術の向上と手話通 訳士の資格取得ができる手話 通訳者を養成する。	各クラス 共 30 名 以内
	夜			
手話指導者 養成クラス	昼	都内の区市町村の手話講習 会・地域手話サークルの指導 者及びその予定者で、既に手 話を習得・獲得している健聴 者及び聴覚障害者。 ただし、健聴者においては 令 和2年度末 において都内の地 域登録手話通訳者として登録 し現在も活動中の方	都内各自治体の手話講習会な どで、手話奉仕員の指導がで きる講師などを養成する。	
	夜			

クラス名		応募資格	養成目標	募集人員
【令和2年度新設】 手話通訳者 指導者養成 クラス	昼	都内の区市町村の手話講習会・地域手話サークルの指導者及びその予定者で、既に手話を習得・獲得している健聴者及び聴覚障害者。ただし、健聴者においては 令和2年度末 において都内の地域登録手話通訳者として登録し現在も活動中、かつ、 手話通訳士資格を有する方	都内各自治体の手話講習会などで、専門性の高い手話通訳者を養成できる講師を養成する。	各クラス 共 30 名 以内
	夜			

5. 講習期間 令和3年5月12日～令和4年3月9日（概ね毎週水曜日）

クラス	回数	時間
昼	週1回(年間40回)	13:30～15:30
夜	週1回(年間40回)	19:00～21:00

※「手話指導者養成クラス」・「手話通訳者指導者養成クラス」は、「実習」も含まれます。

※昼クラスについては、年5～7回程度、夜の講義になります。

※夜クラスについては、新型コロナウイルスの感染状況により、開始時間を早めるなど時間変更の可能性あります。

※規定の出席日数（40回の3/4以上）に満たない場合は修了できません。

6. 講習会場

クラス名		主な会場（予定）	最寄駅
手話通訳者 実践クラス (旧手話通訳 特別クラス)	昼	東京都障害者福祉会館・独立行政法人 国立青少年教育振興機構国立オリンピック記念青少年総合センター	都営地下鉄「三田」駅又はJR線「田町」駅・小田急線「参宮橋」駅
	夜		
手話指導者 養成クラス	昼	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター	小田急線「参宮橋」駅
	夜		
手話通訳者 指導者養成 クラス	昼	東京聴覚障害者福祉事業協会会議室 (東京手話通訳等派遣センター6階)	丸の内線「新宿御苑前」駅 都営新宿線「新宿三丁目」駅
	夜		

※会場については、学習内容や新型コロナウイルスの感染状況により一部変更する場合があります。

また、Zoomによるオンライン講座も予定しています。

※開講式・閉講式・合同講義の会場については、合格された方に別途ご案内いたします。

※会場への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

7. 受講申込方法

(1) 申込書の配布

都内の各区市の聴覚障害者団体、東京手話通訳等派遣センターで配布します。

又は同センターホームページ掲載申込書をプリントアウトしてください。

<ホームページアドレス (URL)> <https://www.tokyo-shuwacenter.or.jp>

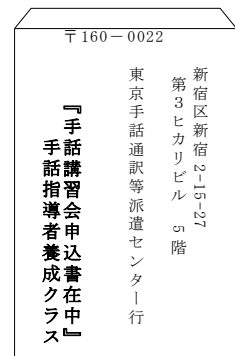
(2) 申込方法

所定申込用紙(コピー可)に必要事項を記載し、**郵送により**下記へお申し込みください。

- ア) 封筒の宛名左側に『手話講習会申込書在中』と朱書き、下段に受講希望クラス名を明記すること。
- イ) 宛名を書き 84 円切手貼付の返信用封筒を同封すること。
- ウ) 封筒は送信用・返信用とも定形最大 (長 3 縦 = 幅 12cm × 縦 23cm) を必ず使用してください。

※返信用の封筒のサイズには特に気を付けてください。

(サイズが小さいと受験案内等の書類が入られません。)



- (3) 申込先 東京手話通訳等派遣センター 養成課
〒160-0022 新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル5階
- (4) 申込期限 **令和3年3月12日(金)** (消印有効)

8. 選考試験

- (1) 書類審査 受験資格の有無を確認し、受験有資格者には、試験案内を送付します。
- (2) 案内送付 令和3年3月下旬
- (3) 選考試験 令和3年4月11日(日)
- (4) 結果送付 令和3年4月16日(金) 予定

9. 留意事項

- (1) 受講申込みに当たっては、希望するクラスを一つ指定してください。
- (2) 過去に当該同等クラスを受講された方は、修了・未修了に関わらず再受講できません。ただし、令和2年度受講決定者は除きます。
- (3) 「手話通訳者実践クラス」申込者で、応募資格①の方は、都内区市町村の登録手話通訳者であることを証明する書類(登録証コピー等)を受講申込書裏面に貼付のこと。登録証のない方は、各区市町村実施主体より証明を受けてください。(書式自由)
- (4) 「手話指導者養成クラス」申込者で、**健聴者の方は**、都内区市町村の**手話通訳登録者**であることを証明する書類(登録証コピー等)を受講申込書裏面に貼付のこと。登録証のない方は、各区市町村実施主体より証明を受けてください。(書式自由)
- (5) 「手話通訳者指導者養成クラス」申込者で、**健聴者の方は**、手話通訳士(手話通訳士登録年度が分かるもの)であることを証明する書類(登録証のコピーまたは手話通訳士カード)と、各区市町村の手話通訳登録者であることを証明する書類(登録証コピー等)を受講申込書裏面に貼付のこと。登録証のない方は各区市町村実施主体より証明を受けてください。(書式自由)
- (6) 都外に在住し、都内に在勤又は在学の方は、在勤先又は在学先の**所在地・電話番号を必ず記載**してください。
- (7) 以下に該当する場合、申込みを受理できませんのでご注意ください。
 - ・ 受講対象及び受講資格条件に適合しないもの
 - ・ 記載事項不備
 - ・ 前記(3)(4)(5)の登録証明が貼付されていないもの
 - ・ 返信用封筒が同封されていないもの
 - ・ 申込期限後の申し込み
 - ・ その他申し込み手続に不備があるもの
- (8) 申込み記載事項等で虚偽の申請があった場合は、そのことが明らかになった時点で、受験資格及び受講資格を取り消します。

10. その他

- (1) 本講習会の修了者には、東京都福祉保健局長から修了証が交付されます。
- (2) 受講料は無料ですが、テキスト代等については実費をご負担いただきます。

11. 問い合わせ先

東京手話通訳等派遣センター 養成課

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル5階

TEL 03-3352-3359 FAX 03-3354-6868

Eメールアドレス：yousei@tokyo-shuwacenter.or.jp

12. 区市町村への修了者の報告について

本講習会の目的を達成し、都内各区市町村での手話関係事業の充実に資するために、本講習会修了者の氏名・修了クラス名・住所を各在住（在勤・在学）区市町村に報告いたします。